

久米島町新クリーンセンター（仮称）備品調達仕様書

1. 事業名 久米島分屯基地周辺ごみ処理施設整備事業

2. 調達件名 久米島町新クリーンセンター（仮称）備品調達

3. 納入場所 久米島町字阿嘉地内

4. 納入期限 契約締結日から令和8年6月30日まで

*但し、上記納入期限については仮契約とし、議会の承認を得た後に本契約とする。

*本施設建築及び付帯工事の進捗状況により納入期限までに納品できない場合は、別途協議のうえ、諸手続き完了後に次年度へ繰越予定である。

5. 調達物品及び数量 別表「備品一覧」のとおり

6. 総則・適用等

(1) 業務の実施にあたっては、調達仕様書によるものとする。仕様書の内容に疑義が生じた場合又は記載のない場合は事前確認し、発注者から承諾を得て製作すること。

(2) 納入する備品については、参考品と同等の規格性能を有し、仕様等が確認できるカタログ等を提出すること。

7. 変更

備品の在庫状況等により、変更を行う場合は発注者の指示によるものとし、この場合の契約金額は原則増減させないものとする。

8. 工程表

着工に先立ち、工程表を作成し発注者へ提出する。工程表に大幅な変更が生じた場合は速やかに発注者へ事情説明・報告を行うものとする。

9. 施工図

各製品については、仕様・設置予定図に基づき、施工上必要な図面を作成するものとする。

10. 搬入及び取り付け

(1) 工場より指定場所への輸送については、輸送中に商品の損傷が生じないよう十分

な養生と完全な梱包を行い、現場における補修がないようにすること。

(2) 現地搬入は、発注者の指示に従い所定の場所へ設置すること。

(3) 搬入の際は、製品及び建築物を汚染・破損しないように養生等を施し、取り扱いには十分な注意を払うこと。万一、損傷した場合は、補修又は取替を行い、その費用は請負者が負担するものとする。

(4) 設置に際して、既設の書架等の什器類を移動させる必要がある場合は、それらが汚染、損傷されないよう十分配慮して行き、設置後は現状回復させること。

(5) 現地に取り付ける必要のある備品については、下地材の補強、アンカーボルトの設置等及び、電気、コンピュータケーブル等の配管配線位置について関係者と協議を行い、円滑な進捗を図るものとする。

1 1. 検収

(1) 検収は、請負者が発注者に製品を引き渡すことを目的とし、立ち会いの上、図面、仕様書等との照合により行うものとする。

(2) 仕上がり寸法許容範囲は、外寸法（幅、奥行、高さ）において±3mm以内、テーブル甲板、書架棚板等の厚さ±1mm以内とする。

(3) 必要に応じ、製品の取り扱いや入手方法等についても説明を行うこと。

(4) 不備があった場合は、速やかに手直し等により対応し、発注者の承認を受けるものとする。

1 2. 保証

(1) 検収後であっても、材料の不良、制作の粗悪による疵、故障等に対しては直ちに請負者の負担により交換又は補修を行うものとする。

(2) 納品検収後、1年間の保証義務を負うものとする。

1 3. 見積条件等

(1) 受注者は購入物件の搬入設置を行うこととし、送料・設置費用も計上すること。

(2) 数量は予定。1個単位の金額を算出すること。

(3) 消費税（10%）で計上すること。

1 4. 納入条件等

(1) 納品前に担当者と上記仕様等について打ち合わせ等を実施すること。

(2) 搬入等の日程、納品場所、作業計画については、発注者と協議し指示に従うこと。

(3) 搬入の際には、車両等の進入、機器の移動等施設内の安全を最優先し事故の無いよう十分に配慮すること。

(4) 作業中は、施設及び施設内の備品等への汚損・毀損に十分注意を払うこと。

- (5) 納品の際に発生する梱包材等は、受注者が責任を持って処分を行うこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた時は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

15. 問い合わせ先

久米島町環境保全課衛生班

久米島町字比嘉2870番地

TEL 098-985-7126

FAX 098-985-7120